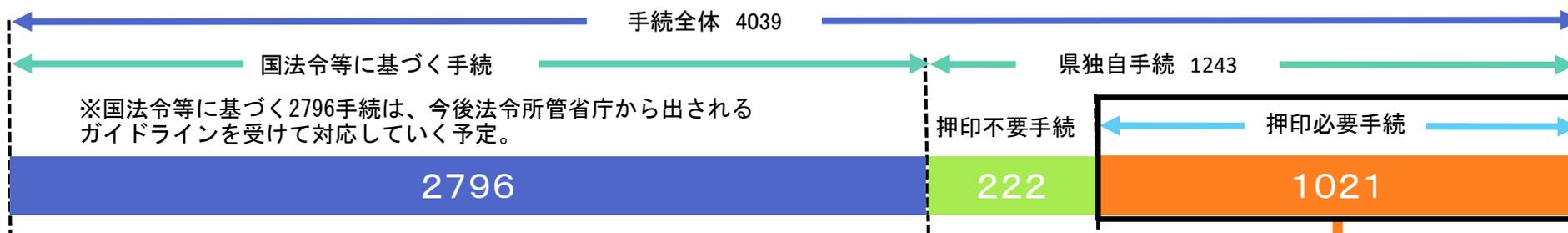


## 行政手続及び内部手続における押印見直しの取組状況【12/4集計】

総務部 令和2年12月21日

## 【行政手続：県民・事業者が県に申請を行う手続】



## 押印廃止の方向で検討 全1021手続

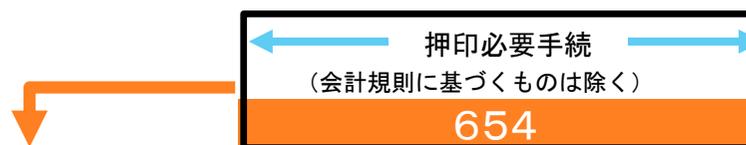
(行政財産貸付(使用許可)申請、県単独補助金申請、後援名義使用申請等)

- ・ 押印必要手続1021手続は原則押印廃止で検討中。  
(対応済76、年内対応174、年度内対応739、廃止時期調整中32)
- ・ 実印+印鑑証明が必要な手続は電子署名での対応等代替措置の検討を継続

## デジタル化に向けた今後の取組

- ・ 電子申請・届出システムへの手続登録  
(受付数や内容等踏まえ可能なものから随時実施)  
例) 財産貸付申請、後援名義使用申請
- ・ 電子署名、電子収納への対応検討 (R3年度)  
(※対応にはシステムの再構築、手数料等の制度見直しが必要)
- ・ 電子決裁の活用、手続のオンライン化による業務の効率化 (意思決定の迅速化、テレワークの拡大)

## 【内部手続：人事、会計、庶務関係等の行政内部の手続】



## 押印廃止の方向で検討 全654手続

(休暇等の各種申請、工事実施にかかる各種届等)

- ・ 押印必要654手続は全て年度内に廃止で検討中。  
(対応済94、年内対応67、年度内対応493)
- ・ 会計規則に基づく押印手続(見積書、請求書等)は、契約書を除き、原則年度内に廃止で検討中。

※今後、規則改正等に向けて精査を進めていくため、手続数は変動する場合があります。  
※手続数等に県警の手続は含みません。